

さいたま市コミュニティバス等の 障害者割引制度について

さいたま市都市局
交通政策部交通政策課

令和7年11月25日(火)



1.制度改定の概要及び改定案の検討

- 改定の概要

- 令和7年4月1日にJRグループが精神障害者割引制度を導入したことをきっかけに、さいたま市コミュニティバス等における障害者割引制度の見直しを実施。
- 現在の障害者割引制度では、コミュニティバスと乗合タクシーで内容が異なることに加え、コミュニティバスについては、運行するバス事業者ごとに制度が異なる。
- 今回の改定を行うことで、さいたま市が補助する事業として制度の統一並びに、障害者の移動手段拡大を図る。

- 主な改定内容

- 精神障害者割引の適用条件を精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種または第2種の記載のあるもの)をお持ちの本人並びに介護人とする。
- 第1種と第2種の適用条件を同一とする。

- 施行予定日:令和8年4月1日



2.改定案及び現行制度との比較

コミュニティバス

現行

種別	身体・知的障害者				精神障害者	
	第1種		第2種			
対象	本人	介護人	本人	介護人	本人	介護人
割引	半額	半額	半額	※1	半額	半額※2

※1 障害者手帳に「介」、「要介護」の表示があるものは半額。

ただし、国際興業バスは本人が12歳未満(小学生以下)の場合のみ半額。

※2 西武バスにおいては、「第一種」または介護が必要という証明を提示した場合のみ半額。

※ 運賃支払いの前に、写真を貼付した手帳や障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください。

改定案

種別	身体・知的・精神障害者			
	第1種		第2種	
対象	本人	介護人	本人	介護人
割引	半額			

※ 運賃支払いの前に、写真を貼付した手帳や障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください。



2.改定案及び現行制度との比較

乗合タクシー

現行

種別	身体・知的障害者				精神障害者	
	第1種		第2種			
対象	本人	介護人	本人	介護人	本人	介護人
割引	半額	半額	半額	※1	半額	半額

※1 障害者手帳に「介」、「要介護」の表示があるものは半額。

※ 運賃支払いの前に、写真を貼付した手帳や障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください。

改定案

種別	身体・知的・精神障害者			
	第1種		第2種	
対象	本人	介護人	本人	介護人
割引	半額			

※ 運賃支払いの前に、写真を貼付した手帳や障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください。